# コピー非管理

# 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 確認検査業務約款

令和2年8月1日改定

# 確認検査業務約款

### (契約履行)

第1条 建築主、築造主、又は設置者(以下「甲」という。)及び公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター(以下「乙」という。)は、建築基準法(以下「法」という。)並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款(申請書及び引受書を含む。以下同じ)及び公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター確認検査業務規程(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約を履行する。

# (債務)

- 第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受書に定められた業務を次条に規定する 日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、引受書に定められた額の手数料を第4条に規定する日(以下「納入期日」という。) までに納めなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受書に定められた業務の対象(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法、その他必要な情報を遅滞なく、かつ、正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等及びその敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるように協力しなければならない。
- 6 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の計画に関する乙がなした補正・追加説明 又は追加検討を求める通知(以下「補正等を求める通知」という。)に対し、速やかに、当 該申請図面等の補正・追加説明及び追加検討の必要な措置をとらなければならない。

### (業務期日)

- 第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1)確認審査業務 次のイからハによる。ただし、対象建築物等の計画により、法第93条第1項に規定する消防長等の同意が必要な場合にあっては、業務期日は、消防長等が同意した図書が乙に送達された日とすることができる。
- イ. 法第6条第1項第一号から三号に掲げる建築物 引き受け日から35日を経過する日
- ロ. 法第6条第1項第四号に掲げる建築物 引き受け目から7日を経過する日
- ハ. 規程第15条第1項に掲げる工作物又は昇降機 引き受け日から7日を経過する日
- (2) 中間検査業務 検査日の翌日
- (3) 完了検査業務 検査日の翌日又は完了検査に関する追加説明書の審査を要する場合は追加 説明書の提出日から第一号イ~ハの区分に応じ定める日を経過する日
- 2 乙は、甲が前条第4項から第6項まで及び第5条に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長、その他の必要な事項については、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の業務期日の算定において、次に掲げる日数は算入しないものとする。
- (1) 規程第13条第2項に定める休日の日数
- (2) 第2条第6項の補正等を求める通知の交付日から、同項の補正・追加説明及び追加検討の提出日までの日数

# (急行コース特約)

第3条の2 乙は、一戸建て住宅(構造計算の審査を要する場合、又は消防同意を要する場合は除く。)の確認申請について、甲の依頼により急行コースにて引き受けることができる。この場合は、引き受け日の翌日(規定第13条第2項に定める休日の日数は除く)までに乙は甲に対して確認済証の交付又は補正等を求める通知を行うものとする。

### (手数料の納入期日)

- 第4条 甲の手数料の納入期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1) 確認審査手数料 第3条第1項第1号に定める業務期日の前日
- (2) 中間検査手数料 第3条第1項第2号に定める業務期日の前日

- (3) 完了検査手数料及び完了検査に関する追加説明書の審査手数料 第3条第1項第3号に定める業務期日の前日
- 2 甲が、手数料を前項各号に掲げる納入期日までに納入しない場合は、乙は、当該手数料の区分に応じ、次の各号に定める証書を交付しない。この場合において、乙が当該証書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わない。
- (1) 確認審查手数料 確認済証
- (2) 中間検査手数料 中間検査合格証
- (3) 完了検査手数料及び完了検査に関する追加説明書の審査手数料 検査済証

### (手数料の納入方法)

第5条 甲は、手数料を前条の納入期日までに公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター確 認検査業務手数料規程に定める納入方法により乙に納入する。

### (確認審査中の計画変更等)

- 第6条 甲は、確認済証の交付前に、対象建築物等の計画を変更等により申請を取下げる場合は、 その旨及び理由を記載した確認申請書取下げ届(別記第3号様式)を乙に提出しなければなら ない。計画変更後の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなけ ればならない。
- 2 乙は、前項による取下げ届けが提出された場合は、審査を中止し、提出された確認申請関係 図書を甲に返却するものとする。
- 3 第1項の申請の取下げがなされた場合は、第7条第2項の契約解除があったものとする。

### (中間・完了検査実施前の申請取下げ)

- 第6条の2 甲の都合により、中間又は完了検査の実施前に申請を取下げる場合は、その旨及び 理由を記載した中間・完了検査申請書取下げ届(別記第10号様式)を乙に提出しなければな らない。
- 2 乙は前項による取下げ届けが提出された場合は、検査を実施せず、提出された中間又は完了 検査申請関係図書を甲に返却するものとする。
- 3 第1項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

### (その他の申請取下げ)

### 第6条の3

- 1 確認申請において、現場が業務規程第 15 条第 2 項各号の一に該当することが判明した場合は、甲は、自主的に確認申請取下げ届(第 3 号様式)を提出するものとする。
- 2 中間検査又は完了検査において、現場が業務規程第 15 条第 2 項各号の一に該当することが 判明した場合は、甲は、自主的に中間・完了検査申請取下げ届(第 10 号様式)を提出するも のとする。

# (甲の解除権)

- 第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除する ことができる。
  - (1) 乙が、正当な理由なく、業務期日までに業務を完了せず、又はその見込みがない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも書面をもって申請を取下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料を既に納入しているときは、これの返還を乙に請求することができる。この場合、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めを負わない。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を 乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、甲が、中間又は完了検査の実施前に完了検査の申請を取下げた場合を除き、乙は、手数料を返還しない。

### (乙の解除権)

- 第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除する ことができる。
  - (1) 甲が、正当な理由なく、第4条に掲げる納入期日までに手数料を納入しないとき
  - (2) 甲が、この契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告してもなお是正されな

いとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害については、その賠償の責めを負わない。

(乙の免責)

- 第9条 次の各号の事由等により発生した損害等について、乙は一切の責任を負わない。
- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認及び検査がなされたとき
- (2) 乙による故意又は重大な過失がないとき

(計画の特定行政庁への通知)

- 第10条 乙は、この契約を締結した後、当該計画の概要を、建築場所、築造場所又は設置場所 の特定行政庁へ通知する。
- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わない。

(個人情報の利用目的)

- 第11条 乙は、申請書により提供を受けた甲の個人情報を、次の目的に利用する。
- (1) 申請書に定められた業務
- (2) 法令に基づく行政庁等への報告・通知
- (3) 甲、設計者及び工事監理者への法令等に関するお知らせや依頼
- (4) 各種統計処理(個人情報が特定できないものに限る。)

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のため に利用してはならない。

(別涂協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、 甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

附則

(施行期日)

この約款は、平成12年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この約款は、認可の日から施行する。

附則

(施行期日)

この約款は、平成16年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この約款は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この約款は、平成19年6月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この約款は、平成20年6月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この約款は、平成21年1月15日から施行する。

附則

# (施行期日)

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この約款は、平成22年2月10日から施行する。

附則

# (施行期日)

この約款は、平成22年8月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この約款は、平成23年10月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この約款は、平成24年7月2日から施行する。

附則

# (施行期日)

この約款は、平成27年6月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この約款は、平成31年4月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この約款は、令和2年8月1日から施行する。